

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 客引き行為等の禁止（第8条～第12条）

第3章 客引き行為等対策審議会（第13条～第15条）

第4章 雑則（第16条～第20条）

第5章 罰則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所における安心かつ安全な通行を確保するため、客引き行為等の禁止その他客引き行為等を行わせないようにするための取組（以下「客引き行為等の禁止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「市民等」という。）にとって安心かつ安全なまちづくりの推進、国際文化観光都市にふさわしいおもてなしを尊重する気運の醸成並びに悠久の歴史の中で培われてきた本市の都市格の維持及び向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為（不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。以下同じ。）

イ 客待ち行為（客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。）

ウ 勧誘行為（役務に従事するよう特定の者を勧誘することをいう。以下同じ。）

エ 勧誘待ち行為（勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つことをいう。）

(2) 商店会等 本市の区域内において活動する団体のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 商店街振興組合

イ 事業者が組織する団体のうち、商店街の振興を目的として活動するもの

ウ 事業者が組織する団体のうち、客引き行為等によらない商業の振興を目的として活動するもの

(本市の責務)

第3条 本市は、客引き行為等の禁止等に関する次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 客引き行為等の禁止等に関する事業者及び市民等の意識の啓発
- (2) 商店会等と連携して行う、客引き行為等によらず商業を振興するための環境の整備
- (3) 客引き行為等の禁止等に関する商店会等又は自治組織（自治会、町内会その他の地域住民の組織する団体をいう。以下同じ。）の自主的な活動に対する支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 本市は、前項の施策を推進するため必要があると認めるときは、京都府その他の関係機関又は関係団体と連携するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、客引き行為等を行い、又は行わせることがないよう努めなければならない。

- 2 事業者は、客引き行為等の禁止等に関する本市の施策に協力するものとする。
- 3 事業者は、その事業活動を行う地域において、第1項の規定による責務のほか、客の勧誘方法について自主的な規制を求める事業者（地域住民を含む。）相互の間の取決め又は商慣習がある場合においては、これらを尊重するよう努めなければならない。

(商店会等の責務)

第5条 商店会等は、その商店会等が活動する区域において客引き行為等が行われることのない状況を実現するため、市民等が快適に飲食、買物等を行うことができる環境の確保に努めなければならない。

- 2 客引き行為等禁止区域（第8条第1項に規定する客引き行為等禁止区域をいう。次条において同じ。）を活動の範囲に含む商店会等は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための取組を自主的に推進するものとする。

(自治組織の役割)

第6条 客引き行為等禁止区域を活動の範囲に含む自治組織は、客引き行為等が行われることのないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすものとする。

(市民等の協力)

第7条 市民等は、客引き行為等の禁止等に関する本市の施策に協力するものとする。

第2章 客引き行為等の禁止

(客引き行為等禁止区域の指定)

第8条 市長は、市民等の安心かつ安全な通行を確保するために客引き行為等を禁止する必要があると認められる区域を客引き行為等禁止区域として指定することができる。

2 市長は、客引き行為等禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、客引き行為等禁止区域を指定したときは、これを告示するとともに、当該客引き行為等禁止区域内の見やすい場所に、別に定めるところにより標識の設置又は標示をしなければならない。

4 客引き行為等禁止区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生じる。

(客引き行為等禁止区域における客引き行為等の禁止)

第9条 何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、その行為をしてはならない旨を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が客引き行為等禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

(関係警察署長に対する協力依頼)

第12条 市長は、第10条第2項の規定による勧告又は第11条の規定による命令を行うおうとするときは、その必要の限度において、関係警察署長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

第3章 客引き行為等対策審議会

(審議会)

第13条 客引き行為等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、

市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市客引き行為等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第14条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

（報告の徴収）

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、客引き行為等を行い、若しくは行わせた者又はその疑いがある者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入調査等）

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、客引き行為等を行い、若しくは行わせた者若しくはその疑いがある者の店舗、事務所、営業所その他の施設（以下「店舗等」という。）に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表等）

第18条 市長は、第11条の規定による命令を受けた者が当該命令を受けた日から別に定める期間を経過した日（第21条において「経過日」という。）以後に当該命令に違反したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 次の店舗等の名称及び所在地

ア 命令に違反することとなった行為に係る店舗等

イ 命令並びに当該命令の原因となる指導及び勧告の対象となった行為に係る店舗等

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、第16条の規定による報告の求めを受けた者が、正当な理由がなくて報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前条第1項の規定による立入調査を受けた者が、正当な理由がなくて立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問を受けた者が、正当な理由がなくて陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 報告の求めを受け、又は立入調査若しくは質問を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 報告の徴収又は立入調査若しくは質問の原因となった客引き行為等に係る店舗等の名称及び所在地

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 第2項の規定による公表の対象となる者が前項の規定により意見を述べたときは、市長は、第2項の規定による公表の際、当該意見の要旨を併せて公表しなければならない。
（土地等の所有者等への通知）

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、公表された者の主たる事務所又は公表された店舗等が所在する土地又は建物の所有者又は管理者に対し、その旨及びその内容を通知することができる。

（委任）

第20条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

（過料）

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 経過日以後に第11条の規定による命令に違反した者

(2) 正当な理由なく、第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 正当な理由なく、第17条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌

避け、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条から第13条まで、第17条、第18条及び第5章の規定は、同年9月1日から施行する。

附 則（令和元年12月23日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の京都市客引き行為等の禁止等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の京都市客引き行為等の禁止等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第10条の規定による指導及び勧告、第11条の規定による命令、第17条の規定による報告の求め並びに第18条第1項の規定による質問を受けた者は、改正後の条例の相当の規定による指導、勧告、命令、報告の求め及び質問を受けた者とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定により報告の求め又は質問を受けた者がした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（店舗等の名称等の公表に関する特例）

4 改正後の条例第18条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による指導、勧告又は命令を受けた者の氏名等の公表の際、改正前の条例の規定による命令並びに当該命令の原因となる指導及び勧告の対象となった行為に係る店舗（改正後の条例第18条第1項第2号イの店舗として公表されるべき店舗に限る。）の名称及び所在地は、公表しない。

5 改正後の条例第18条第2項の規定にかかわらず、第2項の規定により改正後の条例の規定による報告の求め又は質問を受けた者とみなされた者に関する改正後の条例第18条第2項に係る事項は、公表しない。